

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会  
第1回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月22日(月) 14:58~15:32
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
  - 公益代表委員 2名(島袋秀勝、西村オリ工 敬称略)
  - 労働者代表委員 2名(知花優、照喜名朝和 敬称略)
  - 使用者代表委員 3名(佐久本和代、田端一雄、津波古透 敬称略)
  - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選任
  - (2) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について
  - (3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について(確認)
  - (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について
  - (5) 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について
  - (6) 事業場実地視察について
  - (7) 参考人聴取について
  - (8) その他
- 5 配付資料
  - (1) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会委員名簿等
  - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)(写)
  - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程等
  - (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)
  - (5) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会日程計画
  - (6) 沖縄県最低賃金の決定(改正決定)に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取等
  - (7) 沖縄県最低賃金専門部会令和6年度事業場実地視察計画表(案)
  - (8) 年度別実地視察事業場名簿
  - (9) 業務改善助成金交付決定実績等一覧
  - (10) 参考資料 中央最低賃金審議会 第2回目安に関する小委員会資料

## 第1回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

### 崎原賃金室長

それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さん揃いましたので、始めたいと思います。皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

これより令和6年度沖縄地方最低賃金審議会第1回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の開催通知につきましては、既にご連絡しておりますけれども、正式文書のほうを机の上にお配りしております。ご確認ください。

そして、本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選任されるまでの間は事務局のほうで進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

初めに、最低賃金専門部会の開催に当たりまして、各委員の出欠の状況でございますが、公益委員が2名、労働者側委員が2名、使用者側委員が3名でございます。

公益の上江洲委員と労側の石川委員は本日欠席との連絡を受けております。

資料8ページになりますけれども、最低賃金審議会令第6条第1項により、専門部会の委員の定数が9名となっておりますので、本部会は審議会令第5条第2項の定足数、全体の3分の2以上を満たしていることをご報告いたします。

それでは、2ページの公示文をご覧ください。

本専門部会の委員のうち、公益委員につきましては本審の公益委員と事務局において調整させていただき、ご了承を得て任命させていただいております。

労使の代表委員につきましては、令和6年7月1日付け、沖縄労働局一般公示6の26号、沖縄地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者推薦に関する公示に基づき、それぞれの団体から推薦をいただき、その候補者の中から専門部会委員を任命いたしました。

当委員の名簿は1ページに添付しております。

今回任命させていただきました専門部会委員の皆様の改めてのご紹介は省略とさせていただきます。

また、委員の皆様には、本来であれば労働局長からお1人ずつ辞令をお渡しするところでございますが、時間の制約上、お手元に辞令をお配りしておりますので、これをもって辞令の交付に代えさせていただきたいと思っております。ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第の1番目に入ります。

1番目は、「部会長及び部会長代理の選出」となっております。

部会長、部会長代理の選任につきましては、7ページにあります最低賃金法第25条第4項において準用する最低賃金法第24条に基づき、公益を代表する委員のうちから選挙するとされておりますので、部会長及び部会長代理の推薦をお願いしたいと思っておりますが、どなたか推薦いただけないでしょうか。

(照喜名委員、挙手)

**崎原賃金室長**

照喜名委員、お願いいたします。

**照喜名委員**

労働者側、照喜名でございます。お疲れさまでございます。

私のほうから推薦をさせていただきたいと思います。

昨年の難しい審議会を取りまとめていただいた経験などを勘案いたしまして、部会長に島袋委員、部会長代理に上江洲委員を推薦したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**崎原賃金室長**

ありがとうございます。

ただいま照喜名委員より、部会長に島袋委員、部会長代理に上江洲委員との推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**崎原賃金室長**

ありがとうございます。

それでは、これからの当専門部会の議事の進行を部会長に選任されました島袋委員にお願いしたいと思います。

島袋部会長、よろしくお願いいたします。

**島袋部会長**

ただいま部会長に選任していただきました島袋でございます。

昨年度に引き続き、充実かつ円滑な審議に努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

昨年度は残念ながら、専門部会において全会一致という結論は得られませんでした。本年度は全会一致という結論が得られるよう丁寧な説明を前提として、しっかりとした審議ができるよう、部会の運営に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

今日は、第1回の専門部会でありますので、労働局長にご挨拶をいただきたいと思います。局長が所用により欠席されておりますので、岡崎労働基準部長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**岡崎労働基準部長**

皆様、本日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

本来であれば柴田局長からご挨拶すべきところでございますが、本日は所用により出席できませんので、局長に代わりまして私から今回の開催に当たり一言ご挨拶させていただきます。着座にて失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、日頃から労働行政、とりわけ賃金行政、最低賃金制度の運営に当たりまして、多大なご理解とご支援を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。

先日、7月1日に局長の柴田より、本年度の沖縄県最低賃金の改正について諮問させていただき、その中で去る6月21日に閣議決定しました経済財政運営と改革の基本方針2024において、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化、省力化の方針の支援、事業承継やM & Aへの環境整備に取り組むと政府としての見解を説明させていただいたところです。

現在、中央最低賃金審議会及び目安小委員会において今年度の目安の審議が継続して行われており、明日23日以降に目安に係る答申が予定されているところであります。

最低賃金の改正につきましては、広く社会に注目を集めているところでありますので、委員の皆様におかれましては、県内の社会経済の動向や政府方針にも十分ご配慮いただきながらご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日より当専門部会におきまして、沖縄県の最低賃金の改正に係る実質的な調査、審議を行っていただくわけでございますが、非常にタイトなスケジュールとなっております。

さらには審議の場におきましても、公労使それぞれの立場もあり、現在の諸処の情勢から難しいご判断を行っていただくことになるかと思えます。

委員の皆様方におかれましては、慎重かつ活発なご議論をいただき、最終的には全委員が納得していただくような結審に導いていただければと思っております。

労働局といたしましても、事務局として当専門部会の円滑な運営に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 島袋部会長

岡崎労働基準部長、ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、審議等に入りたいと思います。

議題1は、「沖縄県最低賃金専門部会運営規程案について」となっております。

皆様ご承知のとおり、7月1日に開催されました令和6年度第1回沖縄地方最低賃金審議会において、柴田労働局長から今年度の沖縄県最低賃金の改正について諮問をいただいております。

この諮問に対して、改正に係る調査・審議を行うために、本審において沖縄地方最低賃金審議会に専門部会を設置することが承認されました。

当専門部会の運営規程は、当専門部会での承認を得て施行されることになっております。

それでは、沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

## 崎原賃金室長

はい、着席のままでご説明いたします。

では、11ページ、資料4をご覧ください。

先ほど島袋部会長からのご説明がありましたが、今月の1日に開催されました本審におきまして、当専門部会の設置が承認され、本日より沖縄県最低賃金の改正に係る調査、審議を行っていただくこととなります。

当専門部会の運営規程(案)は、全11条から構成されておりまして、その中で第4条には実地調査並びに参考人意見聴取について規定されております。

実地調査については、後ほど詳細を説明いたしますけれども、今週の24日から26日、各委員に事業場を訪問していただきまして、経営者等から最低賃金制度等に係る意見聴取、意見交換を行っていただきたいと思っております。

参考人聴取につきましては、7月31日に開催予定の第3回専門部会において行う予定としております。

また、第1回の本審にご説明しましたとおり、昨年度から第7条、会議の公開におきまして、審議会運営規程と同じく、「会議は原則として公開とする」とし、但し書きにつきましても、運営規程と同じく、「公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる」となっております。

12ページにありますけれども、第8条第2項のとおり、議事録及び議事要旨につきましても、昨年度から原則公開となっております。但し書きにつきましても、先ほどの第7条と同じように、部会長の判断によっては議事録等の一部または全部を非公表となる場合がございます。

それから、第10条、専門部会の廃止について規定されておりますけれども、当専門部会におきましては、全ての審議が終了し、本審の決議をもって廃止されることとなっております。

最後に、第11条、規程の改廃等ですが、この規程の改廃等は、専門部会の議決により定めることとなっておりますため、今回本規程などについても諮らせていただいている次第です。

本規程案のご承認が得られれば、本日からの施行となります。よろしく願いいたします。

## 島袋部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から運営規程案について説明がありました。

これについてご意見等あればお願いいたします。

質疑、ご意見がなければ、本部会の運営規程を案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

## 島袋部会長

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、タイトルより（案）を削除していただき、文書末尾の附則の施行日を本日、令和6年7月22日より施行として、本規程に基づき、本年度の専門部会を進めてまいりたいと思います。

早速、本規程第8条、議事録及び議事要旨の第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人でございますが、労働者側委員は知花委員、それから使用者側委員は佐久本委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題2、「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について（確認）」となっております。

事務局より説明をお願いいたします。

### **崎原賃金室長**

資料の8ページをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、今月の1日に開催されました第1回本審において承認されたところです。改めてご説明いたしますと、最低賃金審議会令第6条第5項は、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」、つまり専門部会で全会一致の結論に達した場合には、その決議をもって審議会の決議といたします。

なお、全会一致は出席委員全員の賛成意見となります。以上です。

### **島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の適用について説明がありました。委員の皆様もご承知いただいていると思いますが、この内容でよろしいでしょうか。

（異議なし）

### **島袋部会長**

ありがとうございます。

それでは、この内容で専門部会を運営していきたいと考えております。

では、続きまして、議題3、「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の審議日程について」となっております。

事務局から説明をお願いいたします。

### **崎原賃金室長**

全体の審議計画につきましては、今月1日の本審においてご承認いただいたところでありますけれども、専門部会の第2回目以降について説明させていただきたいと思います。

17 ページをご覧ください。

A 4 サイズ少し小さくて見えにくいかもしれませんが、その中で第 2 回の専門部会は、事業場を視察する予定です。これについては後ほどご説明いたします。

第 3 回の専門部会、7 月 31 日水曜日 15 時 30 分から予定しておりまして、議題は事業場実地視察の結果報告と参考人聴取を予定しております。また、同日の 13 時からは第 2 回本審を開催する予定としておりまして、中央の最低賃金審議会の目安等に関する伝達報告を行う予定としております。

それから、先日 7 月 18 日に糖類製造業、新聞業、各種商品小売業の 3 業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る申出の提出がございました。自動車の新車小売業につきましても近日中に提出される予定でございますので、特定最賃の改正の必要性の有無に係る審議を行う運営小委員会を同じく 7 月 31 日の 14 時から予定しております。

第 4 回の専門部会は、8 月 2 日金曜日 15 時から、内容のほうは金額の提示と調整となっております。

第 5 回の専門部会は、8 月 5 日月曜日 15 時から、金額調整、結審を予定しております。

なお、8 月 5 日に行われる審議におきまして、専門部会で結審に至らなかった場合には、8 月 7 日水曜日 14 時から第 6 回目の日程を予備日として確保しております。

さらにこの 8 月 7 日の第 6 回の専門部会で全会一致の結審に至らなかった場合は、同日の 16 時から開催予定の第 3 回本審にて採決を行うこととなります。

また、この専門部会が第 7 回、8 回と継続審議となった場合に備えて、念のため 8 月 9 日金曜日及び 13 日の火曜日の 14 時以降に追加開催の予備日として設定しております。

非常にタイトであります。各委員におかれましては、日程の再確認と改めてスケジュールの確保等をよろしくお願いいたします。

参考といたしまして、18 ページに最短発効予定日の一覧表を記載しておりますけれども、18 ページの下の真ん中の左側のほうが地域別最低賃金になりますが、答申の公示日が 8 月 5 日、これはこの場合、第 5 回の専門部会での全会一致の場合ですが、異議の申出締切りが 8 月 20 日、異議審が 21 日となって、官報公示を経て、9 月 29 日が発効予定、法定発効というふうになります。

また、答申日が 8 月 7 日の場合、第 6 回の専門部会での全会一致または同日の第 3 回本審での採決の場合は、異議の申出締切り日が 8 月 22 日、異議審が 23 日、同じく官報公示を経て最短の発効で 10 月 3 日法定発効になります。以上でございます。

### **島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から専門部会の開催日程等について説明がありました。

これについてご意見、ご質問等あればお願いいたします。

特にございませんか。

(特になし)

**島袋部会長**

本日に厳しい日程ですけれども、委員の先生方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題4、「沖縄県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取について」になります。

事務局から説明をお願いいたします。

**崎原賃金室長**

資料前後いたしますけれども、7ページをご覧ください。

7月1日の第1回の本審でもご説明しておりますけれども、最低賃金法第25条第5項の規定によりまして、「関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする」となっておりますので、7月1日から16日までの間、意見の聴取の公示を行いましたところ、沖縄県労働組合総連合議長のほうから資料の20ページから22ページにつけていますとおり、意見書のほうが提出されております。意見陳述のほうのご意向もありますので、その取扱いにつきましては、今月31日の第2回の本審で諮りたいと思っております。

**島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から関係労働者及び関係使用者の意見聴取について説明がありました。

これについて何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

**島袋部会長**

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題5、「事業場実地視察について」になります。

事務局から説明をお願いいたします。

**崎原賃金室長**

資料23ページ、資料7になります。

事業場の実地視察につきましては、委員の皆様方に現場の声を直接お聞きいただく機会を設けるために実施させていただいております。

コロナ禍では書面による調査に代えて実施したこともございましたけれども、昨年度から従前どおりの事業場視察が実施できております。

今年度の実施事業場につきましては、昨年度の賃金実態調査、基礎調査のほうから最低賃金額の改正により影響の多かった業種、「建物サービス業」「食料品製造業」「小売業」を優先に対象事業場の選定を進めて、3事業場とも対応していただけることになりました。

班は、公労使各1名ずつの3班編成で訪問していただきます。

日程のほうですけれども、第1班が7月24日水曜日、午前10時半から、浦添市の建物サービス業の事業場に訪問していただきます。委員は、西村委員、石川委員、佐久本委員です。

第2班は、上江洲委員、知花委員、津波古委員で、7月25日の木曜日午後2時から、浦添市の小売業の事業場に訪問していただきます。

第3班は、西村委員、照喜名委員、田端委員で、7月26日の金曜日午前10時30分から豊見城市の食料品製造業の事業場に訪問していただきます。

各事業場には事業概要等に関する事前の調査票の作成をお願いしてありますけれども、それがもうそろそろ入手できるんですが、入手でき次第、各委員の皆様提供いたしますので、意見交換等を行う際にご参考にしていただければと思います。

また、事務局からも各事業場へ同行いたしますけれども、各班とも現地集合、現地解散とさせていただきますが、もしご希望がありましたら一緒に伺うことも可能ですので、お申し出いただければと思います。

それから、実地視察の結果につきましてですけれども、7月31日水曜日に開催されます第3回専門部会で報告していただきます。期間が短くて大変申し訳ありませんが、各班の労使の委員におかれましては、報告書の作成者、発表者の担当を決めていただきますよう、調整方よろしく願いいたします。

報告様式のほうについては後ほどご提供いたしますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

#### **島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から事業場実地視察について説明がありました。

これについてご質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(特になし)

#### **島袋部会長**

それでは、事業場視察については、事務局提案のとおり実施することにいたしたいと思いません。

実地視察につきましては、各委員がそれぞれ割り振られた事業場に集合していただくということになります。

また、それぞれの班において報告書作成者、発表者の役割分担の調整もよろしく願いした

いと思います。

続きまして、議題6、「参考人聴取について」事務局より説明をお願いいたします。

#### **崎原賃金室長**

はい、7月31日の第3回専門部会において行われる予定の関係労働者、使用者の参考人聴取については、先ほど申しあげました県労連からの聴取のほか、当審議会の労使それぞれの委員から推薦いただいた方により聴取させていただきたいと思います。

また、労使の参考人のご意見につきましては、でき次第提出していただきますよう、調整方よろしくをお願いいたします。ぎりぎりになるようであれば、また別途連絡していただければと思います。以上です。

#### **島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から参考人聴取について説明がありました。

これについてご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい、の声)

#### **島袋部会長**

ありがとうございます。

それでは、参考人聴取を実施することにいたします。

労働者側、使用者側におかれましてはよろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして、審議事項7、「その他」について事務局からお願いいたします。

#### **崎原賃金室長**

今月の1日の第1回本審でもご説明いたしましたけれども、今年度の中央最低賃金審議会が6月25日に開催されまして、厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮問が行われました。同日、第1回目の目安小委員会が開催されております。

本日配付の29ページ以降の資料10には、7月10日に開催されました第2回の目安小委員会において提示された資料をつけてあります。その中に35ページ、令和6年賃金改定状況調査結果という資料をつけてありますけれども、内容について少し触れますと、A4の横の表です。赤字の35ページになります。「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)」という表なのですが、左上のほうに産業計、男女計、ABCランクごとの数値が示されておまして、沖縄県を含むCランクの賃金上昇率は2.7%、昨年は2.1%という結果になっております。

また、37ページ、これは第4表 になりますけれども、「一般労働者及びパートタイム労働

者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）」のこの表では、先ほどのように、左上に産業計、男女計のCランクの賃金上昇率を見ますと、3.1%、昨年は2.7%になっております。参考にしていただければと思います。

また、戻りまして、27 ページ、資料9につきましては、第1回本審でも資料としたものなのですが、業務改善助成金の申請件数及び交付決定件数について、本年度の5月分を含めた更新版をつけております。

ちなみに6月分につきましては、暫定値でありますけれども、沖縄労働局における申請件数は13件、交付決定件数は21件となっております。合計しますと、6年度の申請件数が51件、交付決定件数は58件。全国の数字はまだ今のところ未確定ということなので、次の機会に情報提供できればと思っております。これも参考にしていただければと思います。

最後に、審議の日程について既にご承認いただきました、次回以降の日程についての通知文書のほうをこの場で配付させていただきます。専門部会に関する第2回と第3回から第6回の開催についてという文書でございます。

以上です。

#### **島袋部会長**

ありがとうございます。

ただいま事務局から配付資料の説明がありました。また、専門部会の日程等の確認の資料配付がありました。

これについてご質問等あればお願いいたします。

特にございませんか。

（特になし）

#### **島袋部会長**

ありがとうございます。

それでは、特にご質問等ありませんので、第1回最低賃金専門部会をこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。

第2回専門部会は、先ほど説明のありましたとおり、7月24日から26日に予定している事業場実地視察となります。

それから、第3回専門部会は7月31日月曜日15時30分からとなります。

お忙しいことは存じますが、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。